

# 青森県報

第百八十七号

令和二年  
七月二十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

○令和二年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領(財政課) ……一

### 公 告

○建設業者の許可の取消し ……(三八地域) 県民局 ……二

○右 同 ……(西北地域) 県民局 ……二

○右 同 ……(上北地域) 県民局 ……三

○右 同 ……(同) ……三

○右 同 ……(同) ……三

### 出先機関

○土地改良区の定款変更の認可 ……(中 南地域) 県民局 ……四

○土地改良区の役員の退任 ……(西北地域) 県民局 ……四

○土地改良区の役員の氏名変更 ……(上北地域) 県民局 ……四

### 教育委員会

○青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 ……(教職員課) ……四

### 人事委員会

○人事委員会規則七―四(感染症等防疫作業手当)の一部を改正する規則 ……(職員課) ……五

## 公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示 ……(病院課) ……五

## 告 示

### 青森県告示第五百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定に基づき令和二年七月十六日専決処分した令和二年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領は、次のとおりである。

令和二年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

令和2年度青森県一般会計補正予算（専決第3号）

令和2年度青森県一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745,427,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
12	繰入金	17,395,601	254,100	17,649,701
2	基金繰入金	17,121,644	254,100	17,375,744
歳入合計		745,172,905	254,100	745,427,005
歳 出		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
7	商工費	100,459,549	254,100	100,713,649
2	観光費	2,864,548	254,100	3,118,648
歳出合計		745,172,905	254,100	745,427,005

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青い森総合建設株式会社
- 二 代表者の氏名 高橋佑
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下三丁目一三の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―二九）第三〇〇七〇六号
- 五 取消年月日 令和二年六月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和二年五月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社昭栄工業
- 二 代表者の氏名 松山昇榮

- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字湊字船越三四四の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第四〇〇二八八号

- 五 取消年月日 令和二年六月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可

- 七 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実

令和二年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 漆館建設株式会社
- 二 代表者の氏名 漆館大
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東四番町六の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第六〇六号
- 五 取消年月日 令和二年六月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実

令和二年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社齊下産業
- 二 代表者の氏名 齊下喜美男
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字町一二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一四八八号
- 五 取消年月日 令和二年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- とび・土工工事業、管工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和二年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社齊下産業
- 二 代表者の氏名 齊下喜美男
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字町一二
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二八)第一四八八号
- 五 取消年月日 令和二年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 土工工事業、建築工事業及び舗装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、日屋土地改良区の定款の変更を令和二年六月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年七月二十七日

中南地域県民局長 神 登喜彦

#### 土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、枝川鶴田土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年七月二十七日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

区役員の別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	坂 本 力	北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木二二〇の一	令和二・五・九

#### 土地改良区の役員の氏名変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥瀬堰土地改良区から、次のとおり役員の氏名変更の届出があったので、同条第十八項

の規定により公告する。

令和二年七月二十七日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

区役員の別	氏 名	住 所	氏名変更の年月日
理 事	旧氏名 中屋敷鉄男 新氏名 中屋敷鉄男	十和田市大字沢田字下洗二八の一	令和二・六・二九

### 教 育 委 員 会

青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和二年七月二十七日

青森県教育委員会

#### 青森県教育委員会規則第九号

##### 青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、青森県立学校の教育職員（条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。）（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間（条例第六条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

（在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限等）

第二条 青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び

- 福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- 一 一箇月について四十五時間
  - 二 一年（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）について三百六十時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- 一 一箇月について百時間未満
  - 二 一年について七百二十時間
  - 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間
  - 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月
- （その他の事項）
- 第三条 この規則に定めるもののほか、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育長が定める。
- 附 則
- 1 この規則は、令和二年八月一日から施行する。
  - 2 令和二年十二月三十一日までの間における青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第二条第二項第三号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは「五箇月の期間（令和二年八月以後の期間に限る。）とする。

## 人 事 委 員 会

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月二十七日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

### 人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を次のように改正する。  
第二条中「ブルセラ病、結核病、ピロプラズマ病」を「ブルセラ症、結核、ピロプラズマ症」に、「トリパノソーマ病」を「トリパノソーマ症」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の規定は、令和二年七月一日から適用する。

## 公 営 企 業

### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

（重油（日本産業規格 一種二号） 十万八千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年六月二十五日

五 落札者の名称及び住所

カメイ株式会社青森支店

青森市原別八丁目七の一

六 落札金額

一リットル 四十八円十八銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年二月十四日

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円